

## 中央区立明正小学校いじめ防止基本方針

平成30年4月27日

校長 決定

### 1 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものであり、絶対に許されない行為である。

「いじめは、決して許されない」との認識に立って行動できる力を身に付ける教育を推進する。いじめは、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

- (1) 学校・学級内で児童一人一人が認められ、お互いを大切にしよう温かい人間関係を築く。
- (2) 学校・学級内にいじめを許さない雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。
- (3) 児童・教職員の人権尊重の意識を高める。
- (4) 分かる授業、一人一人の児童が活躍できる活動・行事を通じて、児童の自己有用感を高める。
- (5) いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高くもち、積極的に児童の情報を交換し、共通理解の基に指導をする。
- (6) いじめを早期に発見し、組織的対応を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (7) いじめ問題について、保護者・地域・関係諸機関（子ども家庭支援センター、児童相談所、警察、医療機関、福祉機関等をいう。以下同じ。）との連携を深める。

### 2 学校及び教職員の責務

- (1) 児童が安全に安心して学校生活を送れるよう、学校全体で、いじめを生まない学校づくりを目指すことが責務である。
- (2) 学校はあらゆる教育活動を通じ、人権教育と道徳教育を充実させながら、児童の思いやりの心と自尊感情を育てるとともに、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育成することが責務である。
- (3) 学校は、児童が主体となっていじめを生まない学校づくりを進める意識を育むとともに、自治的・自立的な活動を推進し、いじめの防止等に向けた主体的な取組が実践できるよう指導・支援することが責務である。

### 3 いじめ防止等のための組織

#### (1) 学校いじめ対策委員会

##### ア 設置の目的

本校は、法第22条の規定に基づいて、「学校いじめ対策委員会」を組織する。

##### イ 所掌事項

毎週金曜日に生活指導朝会を実施し、全職員体制でいじめの早期発見、防止に努める。重要案件事項が生じたときには、臨時的に開催する。

#### ウ 委員会

児童のアンケートや、教育相談員からの情報からいじめの兆候が見られたときに臨時に開催し、早期対応を迅速・適切に行うため、教育委員会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

#### エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、専任教育相談員、スクールカウンセラーとし、学校いじめ防止基本方針に基づく組織の中核となる役割をもつ。

### (2) サポートチーム

#### ア 設置の目的

本校は、学校いじめ対策委員会の補佐機関として「サポートチーム」を組織する。

#### ウ 役割

案件が発生したときは「学校いじめ対策委員会」の要請に応じ、具体的な対応について「学校いじめ対策委員会」に進言する。

#### エ 委員構成

校長が関係諸機関に要請して案件に応じて組織する。委員は、スクールカウンセラー、専任教育相談員、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、警察、子ども家庭支援センター、医療関係機関、福祉関係機関等。

## 4 段階に応じた具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

#### ア わかる授業づくり

児童が一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる楽しい授業の実践に努める。

#### <授業規律>

授業規律の徹底（話を聞く、ハンドサイン、話し合いのルール、ノート等）を通して、児童の学習力を高める。

#### <基礎・基本の定着>

- ・一人一人の児童の定着度や課題の把握に努め、基礎的・基本的事項の徹底習得を図る。
- ・明正タイムの充実を図ることによって、学習習慣を身に付けさせる。
- ・算数科では、習熟度別少人数指導の充実を図る。

#### <授業改善>

- ・ペア、グループ活動など児童同士の関わり合い、認め合いを大切にした授業を展開する。
- ・言語活動の充実に向けて、全教科領域において具体的な手立てを工夫する。
- ・計画的な発問、板書の工夫、問題解決的な学習推進に努める。

#### <授業力アップ>

- ・主幹教諭、主任教諭による授業公開や授業力向上、授業研究を通して、若手教員

等の指導力を高める。

#### イ 学級経営の充実

児童が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、互いのよさを見つけた  
り、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ自尊感情を育む。

##### <人権教育>

・人権教育全体計画・年間指導計画をもとに、自他の存在を等しく認め、お互いの人  
格を尊重する態度や相手を思いやる心を学年に応じて育成する。

##### <学級活動の充実>

・学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通して、望ましい人間関係や社  
会参画の態度を育てる。

##### <係活動の充実>

・児童の力で学級生活を豊かにするために自主的に活動を行うことを通して協力・  
信頼に基づく友情を大切にす意識を高める。

#### ウ 主体的な活動の充実

自尊感情を高める学習活動、学年活動、学校行事を展開する。

##### <縦割り班活動>

・高学年では、リーダーシップや思いやりの心、低学年では、上級生に対する憧れ  
の気持ちを育てる。

##### <学校行事>

・行事ごとに成就感・達成感を味わわせ、児童の所属感や連帯感を高める。

##### <異学年交流>

・生活科、総合的な学習などを中心に、学習発表をしたり、一緒に活動をしたりす  
ることで、自己有用感を育てる。

##### <児童会活動>

・挨拶ボランティア活動や親子協議会での「明正っ子5つの約束」など代表委員会を  
中心とした活動を充実させる。

#### エ 道徳教育の充実

「いじめをしない。許さない。」という認識をもてるように教育活動全体を通じ  
て指導する。

##### <道徳授業地区公開講座>

・道徳教育の専門家を招き、保護者・地域の方々と共に学び、意見交換を行うこと  
で、学校・家庭・地域が連携して道徳教育の充実を図る。

##### <いじめ防止にかかわる道徳授業>

・道徳の時間では、生命尊重や友情などにかかわる授業に重点を置き、計画的に実  
施する。

・いじめ防止に関する道徳の授業を行い、いじめについて深く考える機会とする。

#### オ 人権教育の充実

児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の  
精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。人権の花活動、読み聞か  
せを通して情操教育のより一層の充実を図っていく。

カ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットの使用状況等の現状把握を行い、児童・保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

<情報モラル教育>

・総合的な学習における情報教育の年間指導計画に基づき、インターネットによるいじめを防止する情報モラル教育の指導を行う。

<セーフティ教室>

・専門家・警察を招き、携帯電話、スマートフォン、インターネットの安全な使い方についての「安全教室」を実施する。

<保護者啓発>

・生活指導だより、保護者会やPTA活動を通して、保護者への意識付けと啓発を行い、保護者と連携した情報モラルの育成に取り組む。

キ 教職員研修

・研修計画を策定し、実施する。  
・区、都主催の研修会に積極的に参加し、いじめ防止対策に対する意識を高める。

## (2) 早期発見

ア アンケート調査の実施

年間3回(学期に1度)、いじめの早期発見につなげるために全学年でアンケート調査を実施する。アンケートの記述内容等をもとに、個別面談を行い、全教職員が児童の様子を把握する。

イ 生活指導の充実

日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。

<共通理解>

・授業・休み時間・教室移動・清掃時間等の日常生活での様子に目を配り、少しでも変化が見られたら、担任のみならず全職員に報告し、指導を行う。  
・全職員・全主事が共通理解に基づき、見逃し・見過ごし・見ないふりのない指導を行う。  
・毎週行われる生活指導朝会において、いじめ等に関する情報交換を行い、いじめ防止に関する基本的事項の理解や共通理解を確かなものにしていく。  
・生活指導全体会の中で、人権教育プログラム等の資料を使って日々の指導を振り返り、いじめにつながる言動がないように共通理解を図る。

ウ 保護者との連携

児童・保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

<連絡帳等の活用>

・連絡帳等を活用し、保護者からも情報を収集し、少しでも気付いたことや気になることがあれば、電話相談・個人面談や家庭訪問を行う。  
・生活指導だより・学年だより・学級だよりを通して、いじめを見逃さない・見過ごさないようにする働きかけを行う。

## エ 教育相談の活用

### <全員面談>

- ・第5学年の児童を対象に、スクールカウンセラーによる面談を実施し、気になる児童にはカウンセラーと担任が連携して、個別相談や指導にあたる。

### <教育相談機関の周知>

- ・学校だより等を通して、スクールカウンセラーの来校日や相談方法等の周知を行う。

## (3) 早期対応

ア 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、または、いじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。

イ 校長は、速やかに「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめの事実確認をする。

ウ いじめの事実が確認された場合は、「学校いじめ対策委員会」が中心となって、具体的な支援・指導を検討し、実施する。

エ 全職員の共通理解・情報共有の基に、いじめを受けた児童・いじめを行った児童を見守り、継続的・組織的な観察・支援・指導を行い、再発防止に努める。

オ 校長は、必要があると認めた時は、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。

カ いじめを受けた児童・保護者へのスクールカウンセラー等を利用した心のケアを継続的に行う。

キ いじめを伝えた児童が特定されないように配慮するとともに、安全確保のために、継続的・組織的な観察を行う。

## (4) 重大事態への対応

### ア 重大事態の意味

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重要な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

### イ 重大事態の被害

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

### ウ 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

エ 調査結果の提供及び報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。調査結果を直ちに教育委員会に報告する。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、警察署と連携して対処する。

5 その他の取組

(1) 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- ・学校便りや保護者会、学校ホームページを活用し保護者との連携、啓発を推進する。
- ・被害の児童、加害児童の保護者に対するケアを教育相談員による臨床心理的専門性によるカウンセリングを実施する。

(2) 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- ・民生委員、児童委員町会長、地区委員等の地域人材の活用による取組の計画を図る。
- ・警察、子ども家庭支援センター、児童相談所等との日常的な連携を図る。
- ・案件が発生したとき警察のどの部署へ通報したらよいか速やかに行う体制を整える。

(3) 学校評価及び基本方針改善のための計画

- ・学校評価においていじめ防止等に関する項目を記載する。
- ・学校評価を受けて、本基本方針の改善を「学校いじめ対策委員会」を中心に検討する。
- ・上記を受け、毎年「学校いじめ防止基本方針」を見直していく。